

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第4回）」
議事要旨**

○日時

令和4年11月25日（金）10時00分～13時00分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆座長、大関崇委員、大貫裕之委員、桑原聰子委員、興津征雄委員、神山智美委員、松本真由美委員、圓尾雅則委員

○オブザーバー

山梨県 雨宮俊彦環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 黄木伸一気候変動対策局局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 松本一道部長

○関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

○事務局

能村新エネルギー課長

○議題

（1）再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討

委員からの主な意見は以下の通り。

- ・ 交付金留保のための積立命令の制度案を支持。交付金留保措置及び返還命令の対象となる金額を、制度上追加的に事業者に支援している額とすることも妥当。回避可能費用まで留保することは適切でない。
- ・ 違反覚知から認定取消しまでの間の交付金返還を求めるることは、国民負担や違反状態是正の観点からも、適切であり理論的に可能。

- ・ 法的な構成は複数あり得る。認定取消しの効果が違反時まで遡る場合は、別に規定を置かなくても返還を求めることができるはず。他方、認定取消しの効果は違反時まで遡らないが、違反時点以降は認定の効果がないものとして、別途返還を求める制度とすることも考えられる。例えば生活保護法では、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときの被保護者の返還義務を定めているが、この規定は、先行する給付決定の効果を失わせることなく、返還を求める規定と解されている。余計な議論を起こさないように、明文で返還の規定を設けるべき。
- ・ 取消しの効果が遡る際、事業者としての地位を失わせ契約取消しに至るかどうかという論点については、比較衡量で検討が必要。例えば営業免許が取り消された場合は、当初から無免許営業だったとして罰則の適用があるとは考えられていなが、今回の措置案はペナルティではなく不当利得を返還させるものであり、遡ることが著しく不合理と言うことではない。
- ・ 補助金適正化法では、補助金交付決定後に交付決定の内容に違反した場合、交付決定を取り消すことができ、取り消した場合に補助金の返還を命ずべきことを定めており、このような規定を設けることが明確。
- ・ 著しい違反行為に限らず、原則返還請求を行うこととし、軽微な違反行為は除外するという言い方もある。事業者の既得の利益や信頼への配慮と適切な事業規律の必要性のバランスの観点から検討すべき。
- ・ パネルの含有物質等に係る情報提供については、法令で義務付けるやり方もあるが、自主的な規制として業界団体に情報提供を行ってもらう方法もある。自主規制には、規制内容の専門化・個別化に対応できること、国家の負担軽減などのメリットがある一方、デメリットとしては、被規制者の権利利益の侵害、民主制プロセスに対する閉鎖性などが挙げられる。行政の適切な関与をセットにしつつ、業界団体の自主規制、規格や基準の定立あるいは規制の執行に委ねることも考えてよいのでは。
- ・ 非FIT・非FIP案件の対応について、エネ庁の補助金のみでなく、他省庁や自治体等の他の補助金の交付要綱等にも再エネ特措法と同水準の規律がなされるよう、モデル要綱を作成してはどうか。
- ・ 行政法の観点からは、FIT・FIP制度は賦課金が原資になっており、発電事業そのものを規制するものではないため、元々行動の自由を持っている飲食店の営業規制のように、必ずしも必要最小限の規制の原則がそのまま当てはまるものではない。今回のご提案はそれに沿ったものであり評価。
- ・ 違反時まで遡り、事業者に利得を得る資格がなくなった時点から交付金を返還させることには合理的説明がつき、立法政策として支持できる。他方、疑惑を払拭するため法令上、根拠規定の明記が必要。
- ・ 認定取消しの効果が違反発生時まで遡ると、当該事業者は違反発生時から特定契約に基づき買取を求める法的地位を失うことになりかねない。この場合、事業者は売電した市場価格の分まで返還しなければならないことになるかもしれない。理論的にはそのような制度設計もあり得るが、事務局案では、特定契約に基づき違反発生時から認定取消時までに売電した市場価格分の対価については、受け取ることができると理解で正しいか。仮にその前提であれば、説明が若干難しくなるため、認定取消しの効果はあくまで取消時から将来にわたり発生すると整

理し、一方で違反発生時以降の交付金は別に法令で定める返還命令等の制度により取り戻すと考えるとよいのでは。

- ・ 積立命令も不利益処分になり、本来は行政手続法に基づく手続が必要であるところ、これは金銭処分であるため、事前手続をスキップして事後的に救済・精算が可能であるという観点から、行政手続法の適用除外に該当するという整理で結構。
- ・ 他方、不利益処分である以上、積立命令がなされた時点で、事業者が行政不服審査請求や取消訴訟の提起を行うこともあるかもしれない。これと並行し、認定取消しに向けた弁明機会の付与あるいは聴聞がなされ、複数の手続きが並行して走ることも想定されているのか。
- ・ 公示送達の規定を設けることに賛成。到達主義の理論では、相手側に行政処分の意思表示が到達しなければ行政処分の効力が発生しないという原則があるが、事業者が所在不明で到達する術がない場合に公示送達で到達したこととする制度。変更の届出を怠り、所在が分からなくなっている人に、一定の不利益を甘受させることは十分説明がつく。その観点から公示送達の規定も導入してもらいたい。
- ・ 所在が分かっている事業者に対しては行政処分の通知書等を送る必要があるが、再エネ特措法で、併せてこうした事業者に対する通知の規定を設ける予定はあるか。
- ・ 交付金留保について全体の方向に異論なし。他法令の違反が発生するタイミングが重要になるため、整理しておく必要。例えば認定取消しの状態が他法令の違反となると、実質的には前と変わらないものとなってしまうため、具体的な事例も踏まえ、他省庁や電気事業法関係部局と調整が必要。
- ・ 出力増強時・更新時の廃棄費用の取扱いについて、事務局案に異論はない。関係法令遵守の確認は、出力変更に伴う変更認定時だけなのか、他の変更認定時も同様なのか。
- ・ 出力変更に伴い他法令の土地規制においても面積変更に係る手続が必要なケースでは、認定と確認のタイミングはどちらが先になるのか。
- ・ 十分な廃棄費用の確保が行われるかについては、再エネ特措法だけで閉じることに限界があるため、他法令も含め継続的に検討が必要。
- ・ 大量廃棄について、自主的ガイドラインを作成いただいたことは有効。他方、実際には事業者によって必要な情報にはらつきがある。今後、パネルメーカーに加え廃棄事業者やEPC、中間処理事業者、最終処理事業者にもヒアリングし情報の整理が必要。その上で、関係者に必要な情報を周知することをお願いしたい。
- ・ データベース化は良い取り組みだが、今後非FITにも使えるよう組み込んでほしい。
- ・ パワコンの廃棄は現在問題になっていないという認識だが、不要ということでよいのか。
- ・ 非FIT・非FIPについて、補助金で対応することは理解する一方、やはり電気事業法が全ての電気工作物にリーチできる法律であることに鑑み、電力安全小委での議論は極めて重要。電気事業法と関係法令の関係について、各省庁と連携して対応いただきたい。
- ・ 認定が取り消された場合、復活することはないということか。取り消されたと気づくのは恐らく収益が減った場合であり、その時は既に手遅れであるとの認識だ

が、これはやむを得ないということでしょうか。この場合、特定契約や系統連系の枠との関係はどうなるのか。

- ・ 交付金留保について、非化石価値との関係はどう整理されているのか。
- ・ 交付金留保のための積立義務について、違反状態の早期解決を図るインセンティブ付与の仕組みとして効果的であり、推進法という趣旨に則り、返還命令の対象は追加的に支援されている金額に限定することに賛同。
- ・ 取消しの効果が事業認定時までに遡ることは制度設計としては可能とは思うものの、本件では望ましくない。
- ・ 出力増強・更新時の廃棄等費用の取扱いについて、関係法令遵守や適正廃棄がなされることの確認が重要。廃棄事業者への委託契約や領収書を確認するプロセスの追加を検討いただけないか。
- ・ 大量廃棄に向けた対応について、廃棄事業者との廃棄契約はできないが、導入段階から自身がどういうものを導入しているのか、廃棄の方法に係る留意点を予めある程度把握しておく必要がある。パネルの型番を申請時から明らかにする現行の仕組みは廃棄の仕方を考える上でも有益。パネルの組成成分・含有物質等の情報の更なる提供は、透明性のある循環型社会の形成に有効。2030年代後半の廃棄のピークに合わせた啓発活動は環境省と一緒に丁寧に進めてほしい。
- ・ 公示送達の導入に賛成。現行の通達では時間がかかり、また発電設備では感電の危険があり、有害物質が漏れ出ることもあるため、管理者不在という状況に早期に対処するための規定が必要。
- ・ 違反時点から認定取消時点までの交付金返還は合理的であり提案を支持。訴訟にならないよう、返還規定を設けてほしい。
- ・ 大量廃棄に向けた計画的対応について、2030年代後半に廃棄のピークを迎えることから、処分場の逼迫に繋がる可能性があり、環境省が解体業者等に再資源化を求めるなど制度設計を進めている。適正処理が可能な全国の産廃・中間処理業者の拡充とともに、効率的な改修・運搬方法が求められる。
- ・ 自治体や公的機関の取組も重要。例えば福岡県では、「廃棄太陽光パネルスマート回収システム」を開発しており、これにより事業者がパネルの保管情報をクラウド上に登録し、収集運搬業者が回収を行いリサイクル業者に収運することが可能。ソフトで一元化して行えるシステムが横展開されることを期待。
- ・ 2041年から2043年頃には排出量が大きく減り、その後10万トン前後で推移する見通し。リサイクル事業者等の事業運営に大きな影響が出ないよう配慮が必要。
- ・ リサイクル・適正処理に関する対応の強化に向けては、環境省と連携し検討を深めてほしい。
- ・ 返還義務が生じるのはあくまで認定取消しがあった場合ということであれば、著しい違反行為があった場合の返還要件を重ねて課すべきかが疑問。また、認定取消しまで至ったが、軽微な違反として返還をしなくてもよいケースも想定され得るのか。
- ・ 留保・返還命令の対象を、回避可能費用を控除した額とすることは合理的。解体等積立金との関係で、回避可能費用相当額が交付されることになるが、そこから解体等積立金が控除されるということでよいのか、相殺しきれない場合には別途積立てさせるのか、あるいは留保金の返還のところで相殺させるのかといった詳細設計もお願いしたい。

- ・ 出力増強・更新時の廃棄費用の積立について、調達期間内に賄うということなのか、今後調達期間終了後の積立ての方法を設計していくのか。調達期間内の積み立てに限定すると、当初よりも積立てを行わなければならない必要が生じ、経済合理性を持たせるのかが気になっている。逆に調達期間後の積立てに係る制度設計ができるのであれば、期間中の更新の解体等積立金についても、既存のものを一回使った上で新規のものについて新たな積立てをするという工夫の余地はないのか。経済性にも関係するため、事業者意見も聞きつつ、制度設計を検討いただきたい。
- ・ 出力増強・更新時の廃棄等費用の取扱いについて、提案の方向でよいと考える。変更認定を伴わない場合や非FIT・非FIPの場合は、排出事業者への義務付けの可能性も含めて制度設計していくことが重要。環境省とも検討いただきたい。
- ・ 大量廃棄に向けた計画的対応について、廃掃法上、排出事業者に情報提供の義務があるが、当初の認定事業者と排出事業者が異なる可能性もあり、認定申請の際にそうした情報を含めることは適切な対応。
- ・ 含有物質等の情報をどういう形で記載するかという実務的な論点はあるが、少なくともパネルの品番・型番や規格に係る情報を認定申請時に出してもらうとしても、本当に適切な含有情報が記載されていることを確認する意味でも、データベースが必要。
- ・ パネルの大部分が輸入であることを考えると、日本で販売される製品の含有情報を製造者又は輸入者に開示してもらい、データベースへの登録を求めることが考える必要があるのでは。
- ・ 最終的には、電気事業法の下での対応強化が必要。
- ・ 違反状況の未然防止について、違反事業者にペナルティを課すものではなく、違反事業者が制度的なメリットを受けないようにするものであるため、この程度の措置は当然講じられるべき。回避可能費用を引いて国民負担で賄っている部分を対象とすることも妥当。
- ・ 著しい違反の定義がこれでいいかは考える必要がある。違反事業者に対し制度的なメリットを受けられないようにするものであるため、原則として返還するものとしておき、軽微なものについては適用除外にするような整理でもよいのでは。

オブザーバーからの主な意見は以下の通り。

- ・ 交付金留保の仕組みは、違反の早期解消を促す仕組みとしては有効である一方、未然防止の観点からもう一段強い措置が必要。違反状態の解消により交付金が取り戻せるのであれば、違反状態のまま事業を開始する場合と、違反状態を解消してから事業を開始する場合とでは総収入が変わらないこととなるため、未然防止にならないおそれがある。違反状態が継続する場合、地域住民の生命や財産が危険にさらされる状況にもなるため、例えば調達単価そのものを一定程度減額するなどの対応も必要。
- ・ 違反状況の未然防止に向けた制度的措置案について、財産権の侵害の観点からも適切な設計。個別法に基づく改善命令があった場合、積立ての命令が発生する違反覚知の段階をどのように取扱っていくのかは、運用上効果的なものになるよう今後協議したい。

- ・ 買取義務者を経由した交付金留保のスキームで運用する場合、買取義務者の支払システムにおいて、買取費用と相殺するための新たな機能を追加する必要。買取義務者は、民民の契約に基づく認定事業者に対する買取費用の債務を追っているため、当該措置を行うには、特定契約の内容を変更し個別契約の再締結が必要。違反を犯していない多くの認定事業者には理解いただけないリスクも懸念。
- ・ 例えば積立命令に特定契約に優越した効力を持たせるなどの法改正も含め、買取義務者の実務面での負担やリスクを最小限にする詳細設計の検討や、システム改修の準備期間への配慮をお願いしたい。
- ・ 業務スケジュールへの影響として、現状 FIT 交付金交付は電力供給開始からおよそ5ヶ月後であるが、積立命令の措置を行うにあたっても、このタイミングで広域の積立口座に入金されることになるという認識でよいか。これを早めることは業務スケジュール上非常に厳しい。
- ・ 交付金の中で、一部は積立て、一部は支払となるため、複雑な処理フローをシステム化する必要があり、極力シンプルな仕組みとなるよう相談させてほしい。
- ・ 違反者に対し、交付金留保の積立てと廃棄等積立ては別扱いでそれぞれ徴収が必要だが、積立て金の徴収業務の煩雑さに配慮いただきたい。
- ・ パネル出力増加時のルール見直しについて、価格を加重平均する案では、認定事業者ごとに単価が異なる仕組みとなるため、買取義務者としては、個別発電事業者向けの機能の追加が必要。変更後は認定事業者から個別に契約書の締結を求められる可能性もあり、業務負担となることを考慮いただきたい。
- ・ パネルの大量廃棄問題について、事業者へのヒアリングも踏まえ、省庁間を越えた取組を促進いただきたい。

<事務局>

- ・ 違反時における取り扱いについて、ご指摘を踏まえ更に精緻に法的整理を進めていきたい。
- ・ 交付金の返還命令について、現状では取消しの効果は将来効として運用しており、取消=返還を求めるということではない中で、違反時点からの返還を求める場合は明文上規定していく必要があると考えている。
- ・ 「著しい違反行為」の外縁や、原則返還を求め軽微な場合のみ除外するというやり方等、検討を深めたい。解体等積立て金と違反時の留保措置の関係や、特定契約との関係等については、別途整理しご説明する。
- ・ 未然防止の観点からは、電気事業法の工事計画届出の際に関係法令遵守を確認等についても検討中。
- ・ 変更認定時には、パネル張替え時に限らず関係法令遵守を確認することとしているが、適正廃棄と併せて関係法令遵守の状況の報告を求めるなど、実務的にベストな方法を検討していきたい。
- ・ 廃棄については、環境省と連携し、デジタル化やデータベースも活用しながら効率的にリサイクル・廃棄ができるよう検討したい。大量廃棄という観点でパネルについて先行して議論しているが、今後パソコンも含め検討を行う必要がある。
- ・ 非 FIT ・ 非 FIP については電気事業法や関係法令との連携が必要となり、関係部局ともご指摘を共有する。

- ・ 関係法令遵守の確認プロセスについては、再エネ特措法のプラットフォームを通じ、関係省庁や自治体との一元的な情報共有等の連携ができるよう効率的な制度設計を進めていきたい。
- ・ 所在不明事業者に対する公示送達について、所在が分かっている事業者への通知と併せて検討したい。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課
電話 : 03-3501-4031
FAX : 03-3501-1365